



1月12日 象潟公民館で行われた市民説明会

市民説明会と パブリックコメントについて

「にかほ市議会基本条例（案）」
「政務調査費の交付に関する条例（案）」

にかほ市議会

議長 佐藤文昭

このたびの東日本大震災は、世界を見ても、大規模で甚大な被害となりました。

本市では幸いなことに大きな被害の報告はありませんでしたが、被災地への支援、生活に必要な物資の確保などに迅速に対応しました。

そして今回の震災を教訓として、一人ひとりがこれまでの生活を見つめなおしていくことが大切であると痛感しました。

被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願っております。

さて、市議会では「にかほ市議会基本条例（案）」、「政務調査費の交付に関する条例（案）」の二つの条例について、1月11日から14日までの4日間、市内

8箇所の会場で説明会を行うとともに、1月には一ヶ月にわたりパブリックコメントをお寄せいただきました。説明会にご参加くださいました方々、ご意見をお寄せくださいました方々に感謝申し上げます。

また、自分たち議員が出向き、市民の皆様から直接意見をいただいたことは、とても有意義なことでもありました。

今回の臨時号では、皆様からのご意見を取りまとめましたので、報告させていただきます。そして、これをもとによりよい条例制定に向けて協議を積み上げていきたいと思います。ご協力ありがとうございます。

【主な内容】

- ◇ 条例案策定までの経過
 - 議会基本条例（案）について……………2～6
 - 政務調査費の交付に関する条例（案）について……………7～9
- ◇ パブリックコメント……………10～13

議 会 基 本 条 例

No	1	2	3	4	5	6
会場	小出地区 上郷地区 象潟地区	平沢地区	上浜地区 釜ヶ台地区	院内地区	上浜地区 釜ヶ台地区	上浜地区
素案	第4条 議員の活動原則	第4条 議員の活動原則	第4条 議員の活動原則	第4条 議員の活動原則	第5条 会派	第5条 会派
ご意見	基本条例は議員としての責務ではないのか。	議員立法の実績が今まであるのか。	市民の要望を取り入れて政策に反映して活動してもらえれば、基本条例は非常にいい条例だと思う。	議会からの政策提案について、予算等の裏づけはどのようなのか。	会派制をとる理由・会派制の効果はどのようなものか。	これまでも会派はあったが、会派と基本条例の関係はどうか。あえて条例に規定したのはなぜか。
会場での回答	議会基本条例は市民に対する議会の約束だと思っています。制定されることにより議会が市民にとって身近な存在になり、もっとわかりやすい議会としての責任を果たしていきます。 時代の変化に応じた議会運営をしながら市民の目線で、市民との意見交換を通してさまざまな情報を共有しながら議会運営につなげていきます。	議員立法についてはあまりありません。	条例が制定されれば、今まで以上に市民との意見交換会、行政に反映させる機会が多くなると思います。	市民と議会との関係は何も変わっていません。予算の提案権は市長にしかありませんが、議員提案で予算の修正案を出すことはできます。	会派制により議会の活性化、会派による市民との交流会・会派の広報の発行と効果が出ていると思われれます。	議会改革を進める第一段階として会派制の導入があります。基本条例にもありますが、会派は会議において意思を表明することができ、現在も市民との意見交換の活動を行っているので、引き続き積極的に行ってもらいたいと思っています。 基本条例の中に会派を規定したのは、議会の活性化が目的です。議員同士の政策レベルを高めていくことにより、市民の声を受け取りやすくなります。
市議会としての考え方	会場での回答の通りです。	以前、議員定数削減を議員立法として可決した経緯があります。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
7	上浜地区	第5条 会派	これまでの会派の成果はどうか。	いろいろな部分で効率的に議員間の情報が入り込んでおり、先進地視察、市民との対話、会派の会報発行等、議会の中においても十分な効果が出てきています。	会場での回答の通りです。
8	平沢地区 上浜地区	第9条 市民参加及び市民との連携	意見交換の持ち方はどうか。	議会が市民にとって身近な存在になるよう、意見交換の場については、今後具体的な要綱を決めていきます。	会場での回答の通りです。
9	小出地区 上郷地区	第9条 市民参加及び市民との連携	市民との関係をどう築いていくか、具体的にどのようなように市民の意見を聞いていくのか。	制定されることにより議会が市民にとって身近な存在になり、もっとわかりやすい議会運営を行っていきます。 時代の変化に応じた議会運営をしながら市民の目線で、市民との意見交換を通してさまざまな情報を共有していきたいと考えています。	会場での回答の通りです。
10	上浜地区	第9条 市民参加及び市民との連携	請願、陳情を政策提案と位置づける点とあるが、記録等に残してその過程を閲覧できるのか。	請願は紹介議員が必要であり、陳情は各種団体、各集落から出ています。審査の経過、結果はすべて記録として残しており、閲覧できます。	会場での回答の通りです。
11	平沢地区	第9条 市民参加及び市民との連携	報告会の内容は具体的に決まっているのか。最低でも年一回は開いてほしい。議員との交流の場が少ない。	別途具体的な実施要綱を決めて、議会報告会を年一回は必ず開催していきます。	会場での回答の通りです。
12	平沢地区	第9条 市民参加及び市民との連携	市民の多様な意見を聞くのは、議員としてか、会派としてか、どこなのか。	現在も個人は個人で、会派は会派の中で市民との対話集会をやっていますが、議会全体として議会報告会を実施して、議会活動を市民に積極的に公表して説明責任を果たすよう努めていきます。	会場での回答の通りです。

No.	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
13	上郷地区	第10条 議会と市長等との関係	市長の反問権とはどういうものか。	議員の一般質問に対して答弁するだけでしたが、議員の提言について、どういふことを考えているか、と市長から逆に質問できる権利です。	会場での回答の通りです。
14	平沢地区 上浜地区	第10条 議会と市長等との関係	市長の反問に対し議員は対等に回答できるのか、反問権の乱用にならないか。	反問権により議員は高度な調査・回答能力が必要になります。反問権の許可は議長の議事整理権であり、今後実施するにあたり議会での協議が必要です。	会場での回答の通りです。
15	上浜地区	第10条 議会と市長等との関係	反問権の市長等とは何か。	市長のほか副市長、教育長をいいます。	会場での回答の通りです。
16	院内地区	第10条 議会と市長等との関係	反問権について、市長に対して議員が強い立場で意見を言えることが必要だ。審議の経過をもっと伝えれば市民も議会について理解納得しやすくなるのではないか。	一般質問で市長との一問一答方式や反問権の導入で同等の立場で意見交換をしていきます。	会場での回答の通りです。
17	上郷地区	第15条 自由討議の保障及び拡大	「自由討議の保障及び拡大」を定める意義は何か。	議員間の討議を活発にして審議を深めたという事です。	会場での回答の通りです。
18	上郷地区	第15条 自由討議の保障及び拡大	第5章「自由討議の保障及び拡大」は大事であると思うが、こう定める意義を説明してもらいたい。	議員相互間の議論を深めていくということが議会基本条例の一つの核でもあります。	会場での回答の通りです。
19	平沢地区	第17条 政務調査費の執行及び公開	議会基本条例と政務調査費条例は関連があるのか。	議会基本条例では、市民にわかりやすい議会活動を示すという中で政務調査費の項目を設けています。透明性を確保して市民に対する情報公開に配慮するという事で、2つの条例はセットになると考えています。	会場での回答の通りです。

No.	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
20	象潟地区	第24条 条例の検証及び 見直し手続き	条例目的達成の検証は、内部の人でなく、外部の人による必要だ。	条例は改正することが可能である。外部の検証についても、貴重な意見として持ち帰って検討させていただきます。	条例にあるとおり検証をすすめ、市民に公表します。改善が必要な場合は検討してまいります。
21	小出地区	条例全体	説明会への参加者が少ないが、納得したと解釈するのか。	理解を得たものと解釈はしていません。パブリックコメント・説明会での意見等を集約し議会で協議します。	市民説明会、パブリックコメントの意見の集約・回答を行い、議会日より臨時号に載せません。説明会は予定していませんが、今後状況をみながらこれから協議・検討してまいります。
22	小出地区	条例全体	参加者が少ないことで、もう一回集まるということになるのか。	人数の多少にかかわらず市民の意見を全部集約して、一番最後にどう整理をするかという大きい仕事がありますから、貴重な意見として持ち帰りたいと思います。	市民説明会、パブリックコメントの意見の集約・回答を行い、議会日より臨時号に載せません。説明会は予定していませんが、今後状況をみながらこれから協議・検討してまいります。
23	小出地区	条例全体	議会だよりに小出の出席人数を載せてほしい。	貴重な意見として持ち帰りたいと思います。	各会場毎の参加人数を別枠に記載いたしましたので参照下さい。
24	小出地区 釜ヶ台地区	条例全体	条例の内容が難しい。	議会の決意、市民との約束と受け止めて頂きたいと思えます。	会場での回答の通りです。
25	金浦地区	条例全体	条例は誰が提案し、誰が決めるのか。	議員が提案し、議会が決定します。	会場での回答の通りです。
26	上郷地区	条例全体	条例制定されている県内市町村はどこか。	県内では、藤里町・小坂町・仙北市のみですが、全国では約130の自治体が制定を進めています。	会場での回答の通りです。

No.	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
27	上郷地区	条例全体	この条例は合併時には無かったのか。	合併時には無かったものです。	会場での回答の通りです。
28	象潟地区	条例全体	市長は把握しているのか。	当局と打ち合わせをし、素案づくりを行ないました。	会場での回答の通りです。
29	上浜地区	条例全体	自治基本条例と議会基本条例に上下関係があるのか。	自治基本条例に議会の役割が示されています。それに沿って議会基本条例を進めていきます。	会場での回答の通りです。
30	上浜地区	条例全体	この条例の提案時期はいつか。	本年3月を予定していますが、意見・パブリックコメント等を集約し再度議会で協議することになります。	会場での回答の通りです。
31	上郷地区	条例全体	議会基本条例の制定は、秋田県では早いほうか。	議会基本条例は早いほうで、政務調査費条例は遅いほうです。	会場での回答の通りです。
32	上浜地区	条例全体	自治基本条例にも議会のことを定めているが、議会基本条例と自治基本条例の上下関係はあるのか、それとも対等か。	自治基本条例の議会としての役割も示されているので、それに沿って議会基本条例も進めていくべきだと考えています。	会場での回答の通りです。
33	象潟地区	条例全体	条例のとおり、議員が立派にやってくれるのかどうか、これをきちっと態度で示して、日常活動についても反映させる努力をして市民の負託にこたえられるのか。	この条例をいかに生かしていくかを考え、まずは制定して実際にやってみて、そして市民から議会活動を見てもらった上で議論する場を設けていくべきです。	会場での回答の通りです。
34	象潟地区	条例全体	議会の将来に向けた長期的な展望を出してほしい。	持ち帰って検討します。	議会基本条例制定の上で内容を具体化し、議会活性化に努めてまいります
35	院内地区	条例全体	市長からの提案の賛否だけをしているのではなく、この条例によって議員の立場を強くして市長と対等にならばしてほしい。	二元代表制だといいながら実態はそうではありません。市長と議会の差があります。その距離を縮めるために、条例を制定して市民の意見を政策に反映させるのがねらいです。	会場での回答の通りです。

費 査 調 務 政

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No
上 浜 地 区	金 浦 地 区	象 潟 地 区 金 浦 地 区	金 浦 地 区	金 浦 地 区	平 沢 地 区	金 浦 地 区	象 潟 地 区	平 沢 地 区 小 出 地 区	象 潟 地 区 小 出 地 区	会 場
第8条 収支報告書の提 出及び公表	第7条 経理責任者	第6条 使途基準 第8条 収支報告書の提 出及び公表	第6条 使途基準	第3条 交付の方法	第3条 交付の方法	第3条 交付の方法	第3条 交付の方法	第2条 交付対象	第1条 趣 旨	素 案
公表して欲しい。 透明性を高め積極的に使 い道を使いたい。	第7条の経理責任者はだ れがなるのか。また会派 に所属しない場合は自分 でやることになるのか。	収支報告書の精査はだ れが行うのか。第3者委 員会で監査すべきだ。	第6条に使途基準に従 ってとあるが、その基準 はあるのか。	県内他市の政務調査費 の制定状況はどうなっ ているか。	経過を見ると政務調査 費の金額が変わっている 。その時々々の金額の 意図は何か。	政務調査費12万円の 根拠については、例示は 高すぎるのではないか。	政務調査費の額が何度 も変わるが、全員一致 なのか。	会派への交付か、無会 派議員へはどうなるの か。	議会議員報酬の引き下 げに對する政務調査費 ではないのか。	ご 意 見
そのようにします。	会派の中に必ず経理責 任者を置くことになっ ています。会派に所属 しない場合は自分で経 理することになります。	計画書、収支計画書を 添付してもらおうの で、使途のガイドライ ンに沿ってチェックし ます。第三者委員会に 関しては今後検討し ます。	使途基準について、別 に要綱（支出できる もの、支出できない もの等）を作ります。	秋田市は月額10万 円。能代市、由利本 荘市、大仙市は月額 1万円。鹿角市、湯 沢市は5千円。	会派制を導入し、会 派の中で政務調査費 についても十二分に 協議してもらいたい というところで、各 会派から金額を出し てもらい、それらを 議会運営委員会や全 員協議会で協議し、 最終的に今回の12 万円という金額にな りました。	一年間活動した会派 の実績を積み上げた ものであり妥当であ ると考えています。	政務調査費については 、その必要性は認め るが、金額については 議員間で温度差があ るのが実態です。	会派に属する議員、 属さない議員に対 しても交付され、交 付については申請主 義となります。	議員報酬と政務調査 費は別ものでありま す。政務調査費の特 性をご理解願いま す。	会 場 で の 回 答
会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	議長の精査、市任命 の監査委員の二段階 での精査になります。	会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	会場での回答の通り です。	市 議 会 と し て の 考 え 方

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
11	金浦地区	第8条 収支報告書の提出及び公表	領収書を添付とあるが、何円以上から対象になるか。	領収書の添付は1円以上からです。	会場での回答の通りです。
12	平沢地区	第8条 収支報告書の提出及び公表 第10条 収支報告書の保存及び閲覧	政務調査費は、議会の活性化に とってはよいことと思う。しかし、 使途について適正な審査が必 要だと思う。使途の厳正な審査を 行う方向で行ってほしい。	常に情報公開をして、市民が閲覧できる ような決まりを作っていかなければなりま せん。	条例により閲覧できます。
13	上浜地区	第10条 収支報告書の保存及び閲覧	収支報告書の閲覧はどのような 方法か。	いつでも見られるようにし、透明性を確 保します。	会場での回答の通りです。
14	金浦地区	条例全体	今後の制定までの過程はどうな るのか。再度説明会はないのか。	市民説明会、パブリックコメントの意見 の集約、回答を行い、議会日より臨時号に 載せます。説明会は予定していませんが、 状況をみながらこれから検討していきま す。	会場での回答の通りです。
15	上郷地区	条例全体	政務調査費の案は案でいいが、 もう少し市民が裕福になるまで持 ち越したらどうか。	4日間の市民説明会で出た意見を集約し て、皆さんの意見を反映して進めていき たいと思います。	会場での回答の通りです。
16	平沢地区	条例全体	H20.11.6に会派制について明 記されているが、政務調査費につ いて、この時は検討していなかっ たのか。	資料には明記されていませんが、会派制 と一緒に政務調査費の条例についても協議 を進めてきました。	会場での回答の通りです。
17	平沢地区	条例全体	秋田県は賃金が全国で下から3 番目である。また、他市では政務 調査費を廃止しているところもあ る。今、政務調査費を必要とする 理由は何か。	市民との対話、調査研究、研修会等、幅 広く市民に見える議会活動をするため は、当然政務調査費は必要だと考えます。	会場での回答の通りです。
18	象潟地区	条例全体	政務調査費の使途が全国で問題 になっている。なぜ今になって かは市は政務調査費を交付するの か。時代に逆行しているのではな いのか。	議会基本条例をこれから議会として、あ るいは会派として運用していく場合、そ れ相應の経費がかかってきます。条例で定 めれば、調査研究、資質の向上、審議能力	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
19	象潟地区 釜ヶ台地区	条例全体	市長の反問権があれば今まで以上に議員は調査、研究しなければならぬため経費がかかるが、そのことを議員は誰も言っていない。決して政務調査費は無駄なものではなく、よりいい政策ができれば費用対効果の面から見れば、月額1万円以上の効果が出てくると思う。	基本条例では全市を対象とした意見交換会を開き、より多くの市民の意見を吸収するというのがねらいです。そのためには多くの経費がかかります。議員報酬の中で賄っている人もいますが、活動範囲がさらに広がると議員報酬内で賄うことはできません。	会場での回答の通りです。
20	象潟地区	条例全体	議会基本条例から政務調査費の条文を削除してほしい。	政務調査費の意見については、持ち帰って検討させて下さい。	政務調査費の交付に関する条例を制定するにあたり、適正な執行と使途の透明性を確保するために必要な条文です。
21	象潟地区	条例全体	にかほ市の財政は、今は逼迫していないが、じり貧が目に見えていく。そういう中で予算を使うのだから、何をするのか、しっかりとした目的・政策をもっとアピールしていくのなら、使っても仕方ない。	地域主権が謳われている中、この制度を導入することによって市長と同等の立場で議論するために議会は努力しなければなりません。	二元代表制の主旨に基づき、政策立案・調査機能の充実、実現能力の向上に努めます。
22	上郷地区 象潟地区	条例全体	このような社会情勢だから、政務調査費を使うのはやめてもらいたい。	政務調査費の特性をご理解願います。	会場での回答の通りです。
23	釜ヶ台地区	条例全体	政務調査費について、調査してがんばってもらうためには結構なことと思う。むしろ、金額が不足だということ途中でやめたりしないしてほしい。	会派の諸活動に係る経費は今までは議員報酬から賄ってきました。政務調査費は計画書を出して交付を受け、最後に精算し、残金は市に返還するというしくみです。	会場での回答の通りです。

議会基本条例等にかかるパブリックコメントと回答

この条例については、全世帯に配布し、市のホームページにものせました。条例説明会の場だけでなく、みなさんからご意見・質問などを寄せていただくのがパブリックコメントです。市民のみなさんから、メール、ファックス、手紙などでご意見、質問を寄せていただきました。寄せられたすべてをのせ、回答を付しています。

No	月 日	市民の意見	素案	回 答
1	1月4日	<p>政務調査費にかかわる条項は不要、政務調査費を交付していない市町村で議会基本条例を制定しているところがいくらでもある。</p> <p>条例素案の文章表現に、もっと平易・簡明の工夫がほしい。</p> <p>議員は対価として議員報酬のほか、費用弁償や期末手当、被服貸与などの待遇がある。新たな手当で（政務調査費）の交付を受ける条例制定には反対である。</p> <p>（政務調査費は）議員報酬が引き上げられなかった分を補完する意図で議会が画策したのでないかと、多くの市民は不信感を持つだろう。</p>	議	<p>政務調査費が適正に執行され、その用途の透明性を確保するために議会基本条例で定めています。また、政務調査費は政策立案・調査機能の充実、実現能力の向上に資することを目的にしておりますので、その必要性をご理解願います。</p> <p>確かに難解な表現になりがちかもしれませんが、法制的検討を経た条例文ですのでご理解願います。</p> <p>政務調査費は議員に対する報酬や手当ではありません。議員の調査・研究のためだけに支給される補助金です。地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年5月に地方自治法が改正され、制度化されたものです。</p>
2	1月6日	<p>議会基本条例は、自治六法を基本にして、にかほ市例規及び自治基本条例にすべて網羅されているので作る必要はない。</p> <p>会派は派閥ではないか。</p> <p>政務調査費交付条例は、調査費交付金を隠れ糞にした税金の流用でないか。</p>	議	<p>にかほ市自治基本条例は、市の自治の最高規範として制定され、議会の役割や議会・議員の責務を定めています。議会では、市の最高意思決定機関として、地方自治に基づく議会運営の基本原則を定めるものです。</p> <p>会派は、政策・主義・目的などを共有する議員の集まりです。</p> <p>政務調査費は議員に対する報酬や手当ではありません。議員の調査・研究のためだけに支給される補助金です。議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、</p>

（素案の欄中「議」は議会基本条例、「政」は、政務調査費）

No	月日	市民の意見	素案	回答
6	1月21日	<p>基本条例から第17条（政務調査費）を削除する。</p> <p>1項中、「別記様式により」を「本条例の附則に定める別記様式により」に改める。</p> <p>1項中、「別に定める使途基準に従って」を「本条例の附則に定める別記様式により」に改める。</p>	議17条	<p>政務調査費が適正に執行され、その使途の透明性を確保するために議会基本条例で定めています。また、政務調査費は政策立案・</p>
5	1月18日	<p>第1項を「政務調査結果報告書を精査し政務調査費交付に値するか否かを判断し、交付に値する政務調査結果報告書を提出した会派及び議員が申請できる」に変更する。</p> <p>民間企業社員及び職人は能力向上、自己研鑽費用は自己負担が当たり前である。</p> <p>第4項を新設し、「議員研修は議員の自己責任の基に行い、研修費用は各議員が負担するものとする」を追加する。</p>	議18条	<p>地方自治法第100条第14項には、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとする。</p>
4	1月17日	<p>16条4項で委員会の公開を義務付けられているが委員会条例20条の秘密会との取り扱いに整合性がないのではないか。</p>	議16条4項	<p>委員会条例に基づいて公開するものであり、委員会条例ではその議決により秘密会とすることができると定めています。</p>
3	1月11日	<p>政務調査費は、金額の多少にかかわらず、もう少し市民が納得できる議員活動を見せてから考えてもらいたい。</p> <p>政務調査費を制度化しても、それを十分に活用して、市民の幸いにつながる仕事をしてもらえないと思えない。</p>	議	<p>市民との対話、調査研究、研修会等、幅広く市民に見える議会活動をするためにも、政務調査費は必要だと考えています。</p> <p>自治基本条例の策定委員に議員は入っていませんが、条例策定にあたって議会でも十分に審議しています。</p>
		<p>市自治基本条例を作るときに、議員も委員の中に入って、一体感のもとに作るべきであった。</p>		<p>地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年5月に地方自治法が改正され、制度化されたものです。</p>

No	月日	市民の意見	素案	回答
7	1月25日	<p>政務調査費の制定よりも、市議会議員の制度のあり方の長期展望を検討してみてもどうか。</p> <p>議員の中には活動意欲の旺盛な方もいると思われるので、専従制度を設けて365日・24時間思い切り議員活動してみてもどうか。</p>		<p>調査機能の充実、実現能力の向上に資することを目的にしておりますので、その必要性をご理解願います。</p> <p>議会基本条例制定のうえで、内容を具体化し長期的に検討し議会の活性化に務めてまいります。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
8	1月25日	<p>政務調査費の条例化一時保留（凍結）を望む。</p> <p>仕事への費用は必要だが、現状の議員レベルでは不要ではないか。</p> <p>一般質問を1回もしない議員も数名いる状況で、市政をよくする意気込みが見当たらない。</p> <p>条例制定するならば、議員定数の削減等費用分の削減を図ってからではないか。</p> <p>議会だよりの更なる充実を望む。</p>		<p>議員の調査、研究、政策づくりに資するために支給するものです。</p> <p>一般質問だけでなく、委員会での発言など、活発な意見交換をしています。</p> <p>議員定数については、合併により24人と定められ、平成22年の選挙からは定数を4人減らし20人としたところです。</p> <p>議会広報編集委員の研鑽により、レベルアップを図ります。</p>
9	1月31日	<p>テーマを決め、市政のビジョンに合っているか審議して活動してほしい。</p> <p>課題事項がたくさんあるはずだが、それらを解せず費用を取る方法だけ先取りしている。</p> <p>市長や職員の専門性と執行権の中で、議員は反問に答えていけるのか疑問である。</p> <p>政務調査費をもらわなければ議会活動ができないのか。</p> <p>基本条例は自信があるならやればいいが、政務調査費は別問題なので切り離してほしい。</p>	議10条3項	<p>市民との対話の機会を増やし、議会情報を提供しながら一緒に考えていくことを目指すものです。</p> <p>諸課題に対して、議員活動を高めるために支給するものです。</p> <p>議員は、その発言に責任を持つとともに、調査研究を深めて政策を提案していくことが求められています。</p> <p>市民との対話、調査研究、研修会等、幅広く市民に見える議会活動をするためには、政務調査費は必要だと考えています。</p> <p>政務調査費が適正に執行され、その用途の透明性を確保するために議会基本条例で定めています。また、政務調査費は政策立案・調査機能の充実、実現能力の向上に資することを目的にしております。</p>

No	月日	市民の意見	素案	回答
10	1月31日	<p>議員定数の減等、コスト削減をしてめどが出てから実施してほしい。民間ではこのような金額の捻出に苦労している。</p> <p>広聴費は会派、個人でなく、議会主導で予算化して周知することが望ましい。</p> <p>不適切に使用した場合の罰則規定の文面が見当たらない。</p> <p>監査機能（時期）、周知報告機能体系が分からない。</p> <p>議長が多忙な中で、管理がいきわたるのか疑問である。</p> <p>会派結成の目的、方向性が事前に市民に伝わっていない。</p> <p>反問権を付与するとあるが、市長から反問された場合、答えられる議員が何人いるのか。</p> <p>なぜ、今この時期に調査費が必要なのか。</p> <p>どうしても必要であるならば、調査費をプール制にしてその都度使用できるようなシステムを構築してほしい。</p>	<p>政</p> <p>政8条 10条</p>	<p>ますので、その必要性をご理解願います。</p> <p>議員定数については、合併により24人と定められ、平成22年の選挙からは定数を4人減らし20人としたところですが。</p> <p>広聴は、会派及び議員個々の活動として行われているほか、議会全体でも今後取り組んでいくことにしています。</p> <p>罰則については、他の補助金と同様の扱いと考えます。</p> <p>監査は、市監査委員が行います。収支報告書等については、議長は市民に公表します。市民の請求により閲覧することができず。</p> <p>議長の職務として管理していきます。</p> <p>議会広報等で会派制・会派組織等を報告いたしております。</p> <p>反問権により議員は高度な調査・回答能力が必要になりますので、一層の調査機能・立案能力の向上に努めます。</p> <p>合併後、初めて改選された議会では、議会の活性化を目的に議会の改革の協議を重ねてきた結果に基づき提案されているものです。</p> <p>会派の諸活動に係る経費は今までは議員報酬から賅ってきました。政務調査費は計画書を出して交付を受け、最後に精算して残金は市に返還するというしくみです。</p>
11	1月31日			

参加状況

開催日	開催場所	参加人数
平成23年1月11日	小出老人憩いの家	7名
	上郷生活改善センター	7名
平成23年1月12日	スマイル	7名
	象潟公民館	21名
平成23年1月13日	上浜構造改善センター	13名
	院内集落会館	15名
平成23年1月14日	金浦青少年ホーム	5名
	釜ヶ台はんの木	18名

市内8箇所で開催しました。合計93名の方々の参加を頂きありがとうございました。

素案に対する質問・意見状況

説明会会場で頂いた意見等

議会基本条例（案）に関して	68件
政務調査費の交付に関する条例（案）に関して	47件
その他（市への要望等）	14件

同じ質問・意見も1件としてカウントしています。

パブリックコメントについて

受付総数 11名

議会基本条例（案）に関して	11件
政務調査費の交付に関する条例（案）に関して	22件
その他	4件

11名の方々からパブリックコメントをお寄せ頂きありがとうございました。なお、提出時には必要事項の明記をお願いしましたが、中には匿名・偽名があり残念でした。



▲ 釜ヶ台地区老人憩いの家

議会は、条例制定にむけて二年間にわたり、課題に取り組んできました。今、なぜ議会基本条例なのでしようか。それは、議会活性化を含め、議会改革はどうあるべきかということに尽きると思われます。合併前には、改革について思うように議論や意見交換がなされなかった経緯があります。背景には、議会内や世論においても、今日のように二元代表制等について討論や意見の場が少なく機運が高まらなかった感があります。今、全国的に議会基本条例が求められ、制定に向けて準備を進めている議会が増えています。その

議会改革に向けて

議会運営委員長

佐藤 元



▲ 上浜構造改善センター

中で、改革のモデルでもあり、政策形成サイクルを確立した会津若松市議会の議会基本条例はゆるぎないものとなっております。にかほ市議会も制定にむけ、意見交換、説明会を開催してきたところですが、また、出された意見、要望は議会に対する既存の政策評価と検証であったものと考えております。条例は手段であって目的ではありません。市民福祉の向上、市政発展への寄与が最終目的であります。この条例を制定することは、市民が議会を通して政策決定過程に関与する機会と捉え、そして、活力ある議会運営につながるものと確信しています。にかほ市議会は、新たなスタート地点に立ち、市民とともに歩みを進めていきます。